保護者様

兵庫県立小野工業高等学校

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、他者への感染や流行を防ぐため出席停止(欠席扱いとはしない)の措置をとることになっています。

学校感染症と診断された場合は主治医から指示された日数を休んでください。

登校する際には、保護者が下記の感染症報告書を記入し、薬を処方された場合は、薬の説明書等のコピーとともに学校に提出してください。

（※名前・日付入りのもの）

(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は裏面の出席停止期間基準早見表を参考にしてください。)

感染症報告書 (保護者が記入)

・生 徒 名　　年　組　番　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・病　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・出席停止期間　令和　年　月　日　から　令和　年　月　日　まで

・医療機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・処方薬品名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校感染症により療養中のところ、出席停止期間が終了し予防上支障がないと認められる状態に快復したので登校させます。

令和　　年　　月　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印